

柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する取扱いについて

令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日

柏崎市財務部契約検査課

柏崎市は、入札事務の透明性・公平性をより高めるため、「柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領」に基づく開札前の質問受付に加え、平成 23 年 5 月 1 日から財務部契約検査課で執行する工事入札において、開札後に積算内容の疑義申立てを受付ける取扱い(柏崎市発注工事の疑義申立てに関する事務取扱要領)を定めました。その内容及び対応方法については次のとおりです。

1 入札前の質問提出

(1) 対象工事

契約検査課で入札事務を行う予定価格 200 万円超の発注工事

(2) 質問の提出期間

入札日の 5 日前(入札日を含みます。)の午後 5 時まで

この期間を過ぎた質問提出は受け付けしません。

(3) 質問の提出方法

質問の提出期間内に「柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領 別記第 1 号様式(入札閲覧設計書に関する質問書)」を記入の上、メールにて契約検査課(kensa@city.kashiwazaki.lg.jp)あてに送信してください。

(4) 質問があった場合の対応

ア 質問があったこと及びその取扱いの通知

入札日の 3 日前(入札日を含みます。)までに、メールにより入札参加申請者又は指名業者の全員に質問があったこと及びその取扱いについて通知します。(質問がない場合は通知しません。)

イ 積算誤り等に関連する質問に対する対応

(ア) 積算誤り等がなかったとき

予定通り入札を執行する旨を通知します。

(イ) 積算誤り等があったことが判明したとき

a そのまま入札を執行する場合

積算誤り等訂正後の予定価格が、発注標準である工事種類別ランクに変動がない等軽微な誤りの場合は、予定どおり入札を実施します。

この場合、入札参加申請者又は指名業者の全員に積算等の訂正前後の内容を示し、訂正前の内容で入札を行い、契約締結後速やかに変更契約をする旨を通知します。

b 入札を中止する場合

a 以外のときは、入札を中止します。

2 開札後の疑義申立て

(1) 疑義申立て対象工事

契約検査課で入札事務を行う予定価格200万円超の発注工事で、次のいずれかの要件を満たすもの（ただし、総合評価方式による工事入札は除きます。）

ア 予定価格2,300万円以上の全ての発注工事（この場合、予め入札公告又は指名通知書の中で、開札後に疑義申立てができる対象工事であることを明示します。）

イ 入札参加者全員が予定価格に達せず不調となったもの

ウ 最低制限価格未満又は低入札価格調査基準価格未満の入札者が複数となったもの

(2) 開札後の対応

2(1)の対象工事となった場合は、発注工事の積算内容を精査する必要があることから、2(1)のア～ウの別に、それぞれ次のように対応します。

ア 予定価格2,300万円以上の全ての発注工事

開札後直ちに落札決定をせず、有効な入札額のうち最低価格を提示した入札者を落札候補者とし、疑義申立期間中は落札決定を保留するものとして、次のように取扱います。

(ア) 疑義申立期間内に疑義申立てがなかった場合 同期間終了時点で落札候補者を落札決定者とし、通常の契約日※で契約を締結します。

(イ) 疑義申立期間内に疑義申立てがあり、積算内容の確認及び落札の決定が通常の契約日を経過した場合 決定のあった日付で契約

を締結します。

※通常の契約日とは、「入札日の翌日から起算して3日後（土日・祝祭日を除く）」とします。

イ 入札参加者全員が予定価格に達せず不調となったもの

入札参加者全員から、提出のあった工事費の内訳明細書により、発注工事の積算内訳と比較調査します。

ウ 最低制限価格未満又は低入札価格調査基準価格未満の入札者が複数となったもの

（ア）落札候補者がある場合 2(2)アと同様に対応します。

（イ）落札候補者がいない場合 2(2)イと同様に対応します。

(3) 疑義申立期間

開札日の翌日の午前9時から翌々日の午後3時までとします（開札日の翌日又は翌々日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、当該日の直後の開庁日）。この期間を過ぎた疑義申立ては受け付けしません。なお、低入札価格調査対象工事は、開札日を低入札価格調査完了日と読み替えます。

(4) 疑義申立てができる者

対象工事の入札参加者のうち、2(5)アにより設計書の公表申請をした者（辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く）に限ります。

(5) 疑義申立ての手順・方法

疑義申立てを行うには、「設計書の公表申請書」、「疑義申立書」の提出が必要となります。

ア 設計書の公表申請書

2(1)の対象工事の入札参加者に対しては、公文書公開請求に基づかず発注工事の設計書（本工事内訳書まで）を契約検査課にて公表します。

「柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領 別記第1号様式（設計書の公表申請書）」及び自社が作成した工事費内訳明細書（市の設計書に内訳を記入したもの）を提出してください。

イ 疑義申立書

疑義申立期間内に「柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領 別記第2号様式（疑義申立書）」に疑義の具体的内容を記

入の上、契約検査課にメール及び紙により提出してください。

(6) 疑義申立てがあった場合の対応

ア 積算誤り等がなかったとき

落札候補者がある場合は、落札者の決定を行い、落札候補者がいない場合は、入札参加資格格付け要件を見直したうえで、改めて入札を行うものとします。

イ 積算誤り等があったことが判明したとき

申立者及び入札参加者に積算誤りの内容、及び次の(ア)又は(イ)により決定した入札の有効・無効について通知します。

(ア) 入札を有効とする場合

当初の積算額と積算誤り補正後の額の差がわずかで、入札の公平性が損なわれていないことが明らかで、落札候補者の変更が生じない場合、又は、当初の入札額が、補正後の「予定価格の範囲内の有効な入札額」とならない場合は、当該入札を有効とし、2(6)アの落札候補者がいない場合と同様に対応します。

このとき、落札候補者がある場合は、原則として契約は落札金額で締結し、速やかに積算誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結します。

(イ) 入札を無効とする場合

積算誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合、又は、当初の入札額が、補正後の「予定価格の範囲内の有効な入札額」となる場合は、当該入札を無効とします。

このため、落札候補者がある場合は、落札者として決定はせず、2(6)ウの方法により改めて入札を行うものとします。また、落札候補者がいない場合においては、当初の入札額が、補正後の「予定価格の範囲内の有効な入札額」となるときは、この提示のあった入札額を有効とし、このうち最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

ウ 再度の公告等及び入札執行

積算誤りにより入札が無効となった工事については、次により再度の公告又は指名通知を行い、入札を執行することとします。

(ア) 設計の見直し

再度の公告又は指名通知、及び入札の執行に当たっては、設計を見直し、内容を一部変更します。

(イ) 入札執行の方法

無効とした入札の再度の入札公告又は指名通知においては、「無効とした入札の参加資格又は指名資格の要件を満たし、かつ、入札書を提出した者であること」を参加条件とする制限付一般競争入札又は指名競争入札とします。

なお、この場合の見積期間は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）で認める範囲で短縮することがあります。

(7) 疑義申立てがなかった場合の対応

ア 積算誤りが確認されなかった場合

2(6)アと同様に対応します。

イ 積算誤りが確認された場合

2(6)イ及びウと同様に対応します。

3 契約締結後について

契約を締結した後に積算誤りがあり、当該落札決定に誤りがあることが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除します。

ただし、当該契約の履行状況により、解除し難い場合は、この限りではありません。